

IFRS News

20

Quarter 1 2014

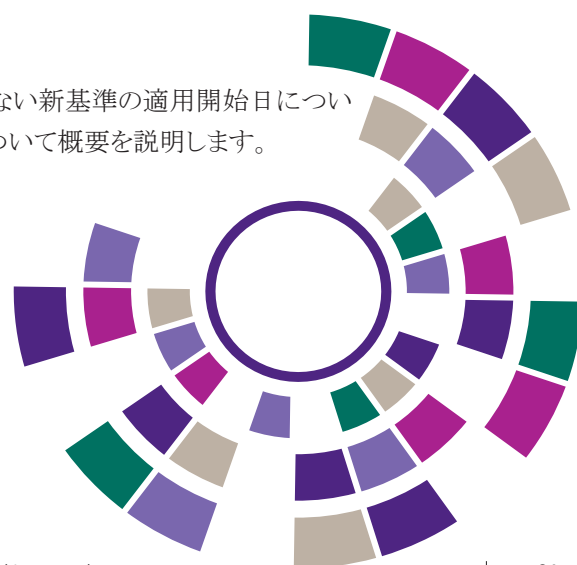
vol.

IFRSニュースへようこそ— Grant Thornton・インターナショナル・リミテッドIFRSチームが四半期毎に、国際財務報告基準(IFRS)の動向や話題のテーマに対する見方、Grant Thornton・インターナショナル・リミテッドIFRSチームの意見や見解をお届けします。

本号は、2014年最初の号です。初めに、IFRS第9号「金融商品」に対するいくつかの重要な修正に注目します。本修正では、ヘッジ会計に関する新しい要求事項を追加し、2015年1月1日としていたIFRS第9号の従来の強制発効日を削除しています。

それから、国際会計基準審議会(IASB)が最近行ったその他の多くの基準に対する修正及びIASBにより公表されたいくつかの変更案について検討します。続いて、Grant ThorntonにおけるIFRS関連ニュース及びIASBに影響を及ぼすさまざまな活動に目を向けます。

最後に、2つの表を示します。1つ目の表ではまだ強制適用されていない新基準の適用開始日について、そして2つ目の表ではIASBが現在コメントを募集している提案について概要を説明します。



目次

IASBはIFRS第9号「金融商品」を修正	03
IASBは年次改善プロジェクトの2つのサイクルを完了	06
IASBは「確定給付制度:従業員拠出 (IAS第19号の修正)」を公表	09
個別財務諸表における持分法	10
IASBは年次改善2012－2014年サイクルの公開草案を公表	11
IFRSの変更について解説するグラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの手引き	12
グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの無形資産に関する手引き	13
概念フレームワークに対するコメントレターを提出	13
Emmanuelle GuyomardがANC (フランスの基準設定主体) のIFRS委員会のメンバーに任命される	14
IFRS財団は外部監査人としてグラント・ソントンを指名	14
Jake GreenがIFRS諮問会議のメンバーに任命される	14
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	15
RCGTはIFRSの動向に関するオンラインセミナーを開催	15
その他のトピックー概要	16
開示関連	19
新しい基準およびIFRIC解釈指針の発効日	20
コメント募集	22

IASBはIFRS第9号「金融商品」を修正

この大きな修正により、IASBのヘッジ会計プロジェクトが完了し、IFRS第9号の発効日は延期されている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」の会計処理の要求事項に対する修正のパッケージを公表しました。本修正では以下の事項を行います。

- ・ヘッジ会計に関する新たな章を追加し、本領域における従来の会計処理の要求事項の大幅な見直しを行う。
- ・IFRS第9号にすでに含まれていた、金融負債についてのいわゆる「自己の信用」の問題に対処するための変更を、金融商品の他の会計処理を変更する必要なしに単独で適用することを認める。
- ・従来示されていた2015年1月1日というIFRS第9号の強制発効日を削除する。

IFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を段階的に置き換えるものです。これらの修正の公表により、IFRS第9号プロジェクトのヘッジ会計のフェーズが最終化されました。IASBは依然として、IFRS第9号にすでに含まれている分類及び測定の要求事項に対する限定的修正を検討しており、また引き続き、新たな予想信用損失減損モデルの最終化に取り組んでいます。なお、IASBが継続して取り組んでいるマクロヘッジの会計処理に関する別個の未完了のプロジェクトもあります。本修正に関する詳細を以下に示します。

ヘッジ会計

ヘッジ会計に関してIFRS第9号に新しい章が追加され、本領域における会計処理の要求事項の大幅な見直しが行われています。

本修正が公表される前は、ヘッジ会計の要求事項はIAS第39号に含まれていました。しかし、IAS第39号におけるヘッジ会計の要求事項では、企業がリスク管理の実務を適切に反映することができず、リスク管理活動に関する十分な情報を財務諸表において提供していないという批判が寄せられていました。

新しい要求事項では、以下の事項を行うことによってヘッジ会計と企業のリスク管理活動とをより密接に連係させようとしています。

- ・ヘッジ対象項目とヘッジ手段項目の両方の適格性を拡大させる。
- ・ヘッジの有効性の判定に関して、より原則主義的なアプローチを導入する。

新しい要求事項により大幅な会計処理の変更が生じ、それに対応するため企業の計画及び検討のレベルにも変更が生じます。IASBは、非金融リスクをヘッジする企業（例えば、金融機関以外の企業など）が、こうした変更により最も恩恵を受けると考えています。さらに、本修正により、企業のヘッジ会計及びリスク管理戦略に関して提供される情報の改善を目的とした追加の開示が求められています。次ページの表は、いくつかの主要な変更を示しています。

変更が多い中では、一部の重要な領域についてはIAS第39号の従来の要求事項から変更されていないということを忘れてしまいがちです。その中には次ページの事項が含まれています。

- ・ヘッジ会計は依然として任意適用であること。
- ・企業は引き続きヘッジ対象とヘッジ手段を識別し、ヘッジ開始時にその関係を文書化する必要があること。
- ・IAS第39号で用いられた3種類のヘッジ関係(公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ、純投資のヘッジ)及びそれらに関する会計処理方法は維持されていること。
- ・ヘッジの非有効性は引き続き測定され、純損益に含める必要があること。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、新しいヘッジ会計の要求事項に関してIFRSニュース特別号を公表しました。本特別号では、新しい要求事項の主要な特徴をご紹介します、それらが実際に企業にどのような影響を与える可能性があるのか読者の皆様に十分にご理解いただけるよう説明を行っています。本刊行物の入手については、各国のグラント・ソントン・メンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



IFRS第9号のヘッジ会計の要求事項の概要

特徴	重要なポイント
基準のヘッジ会計の目的	・ 会計報告の観点からのヘッジ会計にその基礎となっている企業のリスク管理活動をより反映させる。
IAS第39号からの主な変更点	・ 以下の領域におけるヘッジ対象の適格性が拡大した。 - リスク要素 - ヘッジ対象項目のグループ及び純額ポジション - デリバティブを含む項目 ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品 ・ ヘッジ手段の適格性が拡大し、ボラティリティが低下するであろうこと。 ・ ヘッジ会計適用の適格性に関する要件及びヘッジの非有効性の測定に関する要件が改訂された。 - 過去の実績に基づいてヘッジの有効性を測定する際の80%から125%という数値規準は廃止された。 - そして、IFRS第9号では、ヘッジ関係は次の要件をすべて満たさなければならないとされた。 1)ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的關係が存在すること。 2)信用リスクの影響が、ヘッジの経済的關係から生じる価値変動の大部分を占めるものではないこと。 3)ヘッジ関係を示すヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じるものと同じであること。 ・ ヘッジ関係のバランス再調整という新たな概念が導入された。 ・ ヘッジ会計を中止することを制限する新たな要求事項が追加された。

自己の信用

企業が自己の負債を公正価値で測定することを選択する場合には、IFRS第9号では、企業の自己の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動額をその他の包括利益において表示するよう要求しています。この要求事項は2010年10月に導入されたものですが(2011年第1四半期に公表されたIFRSニュースをご覧ください)、財政難に陥っている企業が低い金額で自己の負債を買い戻すことができるという理論上の能力に基づいて利益を認識することができるとする、大方の直感に反する従来の方法に対処するためでした。

しかし、本要求事項の適用を希望する企業はこれまで、IFRS第9号における金融商品の分類及び測定に関する要求事項のすべてを適用することを求められていました。本修正により、企業はIFRS第9号の他の要求事項の適用を遅らせながら、本要求事項を適用できるようになります。

2015年1月1日という強制発効日の削除

これまでの2015年1月1日というIFRS第9号の強制発効日は、企業が新しい要求事項に移行するための十分な時間を設けるために削除されました。IASBは、IFRS第9号プロジェクト全体が完了に近づいた時点で新しい発効日を決定します。しかし、企業は依然としてIFRS第9号を直ちに適用することを選択できます。

本修正の公表により、
IFRS第9号プロジェクトの
ヘッジ会計のフェーズが最
終化された

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、本修正の公表を歓迎します。新しいヘッジ会計の要求事項により、多くの企業が自社の実際のリスク管理活動をヘッジ会計に反映させやすくなり、そのため、損益のボラティリティが低下することになるでしょう。さらに、企業がIFRS第9号の他の要求事項を適用する必要なしに、自己の信用に関する本基準の要求事項の適用を認めるということは、財務諸表作成者にとって好ましい変更点となるでしょう。

一方、強制発効日の延期は、減損並びに分類及び測定に関する重要な問題が2014年を迎えてもなお議論中であるという事実を反映する現実的な決断ともいえます。

IASBは年次改善プロジェクトの2つのサイクルを完了

本修正では、緊急ではない(しかし必要な)軽微な修正を扱っている。

IASBは、年次改善プロジェクト(緊急ではないが必要とされる軽微なIFRSの修正を行うプロセス)の2つのサイクルを完了し、以下を公表しました。

- ・「IFRSの年次改善2010年－2012年サイクル」
- ・「IFRSの年次改善2011年－2013年サイクル」

これらの公表物で扱っているテーマについてその概要を以下の表に示してみました。

IFRSの年次改善2010年－2012年サイクル

IFRS第2号「株式に基づく報酬」	主題 権利確定条件の定義	修正の要約 ・「業績条件」及び「勤務条件」を定義することにより「権利確定条件」の定義を明確化する。 ・「株式市場条件」の定義を修正し、株式市場条件は業績条件の1つであることを明確化する。 ・「株式市場条件」は、当該企業の資本性金融商品又は同じ企業グループ内の他の企業の資本性金融商品の市場価格(又は価値)に基づくことができることを明確化する。 ・株式市場指数は、当該企業の業績のみでなくそのグループ企業以外の他の企業の業績についても反映するため、権利確定条件に該当しないことを明確化する。
IFRS第3号「企業結合」	主題 企業結合における条件付対価の会計処理	修正の要約 ・企業結合における条件付対価を金融負債と資本性金融商品のいずれに分類するのかは、IAS第32号「金融商品：表示」の要求事項のみに基づくことを明確化する。 ・企業結合における条件付対価の事後測定は、対価が金融商品又は非金融商品であるのかを問わず、各報告日に公正価値で行い、公正価値の変動は純損益に認識しなければならない。
IFRS第8号「事業セグメント」	主題 事業セグメントの集約 報告セグメントの資産の合計と企業の資産との調整表	修正の要約 ・事業セグメントを集約している場合には、集約されている事業セグメントの簡潔な記述及び集約規準を決定する経済的指標を含め、報告セグメントを識別するにあたり行った判断を開示することを企業に対して要求する。 ・企業は、そのセグメントの資産が最高経営意思決定者に定期的に報告されている場合にのみ、報告セグメントの資産の合計額と企業の資産との調整表を開示することが要求されることを明確化する。
IFRS第13号「公正価値測定」	主題 短期の債権債務	修正の要約 ・企業は、割引の影響に重要性がない場合には、表面金利のない短期の債権債務を、請求金額を下回るよう割引くことを要求されないことを明確化するために「結論の根拠」の部分を修正する。

IFRS第16号「有形固定資産」	主題 再評価方式－減価償却累計額の比例的な修正再表示	修正の要約 ・再評価方式を用いて測定されている有形固定資産項目について、減価償却累計額を算定する際の実務の不統一に対処する。 ・グロスの帳簿価額は、帳簿価額の再評価と整合的な方法で調整することを明確化する。 ・減価償却累計額は、グロスの帳簿価額と減損損失累計額の控除後の帳簿価額との差額として算定することを明確化する。
IAS第24号「関連当事者についての開示」	主題 経営幹部	修正の要約 ・「関連当事者」の定義を修正し、報告企業に対して経営幹部サービスを提供している「経営管理会社」を含めるようにする。 ・経営幹部サービス提供の対価として、別会社たる経営管理会社へのサービス手数料として報告企業が認識した金額の開示を要求する。 ・経営幹部の報酬が経営管理会社を通じて支払われている場合には、当該報酬の構成要素の開示は要求されないよう救済措置を設ける。
IAS第38号「無形資産」	主題 再評価方式－償却累計額の比例的な修正再表示	修正の要約 ・IAS第16号「有形固定資産」について上述したものと同一修正を無形資産の会計処理に対して行う。

IFRSの年次改善2011年－2013年サイクル

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」	主題 「有効なIFRS」の意味	修正の要約 初度適用企業は以下のいずれかを選択することができることを明確化するために「結論の根拠」の部分で修正する。 ・現行の現在有効なIFRSを適用する。 ・まだ強制となっていない新規の又は改訂されたIFRSが早期適用を認めている場合には、その新規の又は改訂されたIFRSを早期適用する。 初度適用企業は、最初のIFRS財務諸表の報告対象となる期間全体を通じて同じ版のIFRSを適用することを要求される。ただし、IFRS第1号が他の方法を許容又は要求する免除又は例外を設けている場合を除く。
IFRS第3号「企業結合」	主題 共同支配企業についての範囲除外	修正の要約 ・IFRS第3号「企業結合」を修正し、IFRS第11号「共同支配の取決め」で定義しているすべての種類の共同支配の取決めの形成に関する会計処理をその適用範囲から除外する。 ・上記の範囲除外は、共同支配の取決め自体の財務諸表上の会計処理のみを対象としており、共同支配の取決めの参加当事者による共同支配の取決めに対する持分の会計処理には適用されないことを明確化する。
IFRS第13号「公正価値測定」	主題 第52項の範囲（ポートフォリオの例外）	修正の要約 ・IFRS第13号の第52項のポートフォリオの例外は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」又はIFRS第9号「金融商品」の適用範囲内で会計処理されるすべての契約に適用され、当該契約がIAS第32号「金融商品：表示」に従って金融資産又は金融負債の定義を満たしているかどうかは問わないことを明確化する。 ・つまり、例えば現金で純額決済でき、金融商品として会計処理されるコモディティ契約は、ポートフォリオの例外の適用対象となる。

IAS第40号「投資不動産」

主題

不動産を投資不動産又は自己使用不動産のいずれかに分類する際の、IFRS第3号とIAS第40号との相互関係の明確化

修正の要約

IFRS第3号「企業結合」とIAS第40号「投資不動産」は、相互に排他的ではないことを明確化する。したがって、以下の事柄がいえる。

- ・ 不動産が自己使用不動産又は投資不動産のいずれであるかを決定する際には、その判断はIAS第40号の第7項から第14項の要求事項に基づいて行わなければならない。
- ・ 投資不動産の取得が、企業結合の定義を満たすのか、又は資産の取得であるかを決定する際には、(IAS第40号の第7項から第14項ではなく)IFRS第3号における事業の定義を参照しなければならない。

IAS第40号の修正は将来に向かって適用される。しかし、企業は、適用日以降に迎える最初の事業年度の期首より前に生じた個々の取引に本修正を適用することを選択できる。ただし、必要とされる情報を企業が入手できる場合に限られる。

「IFRSの年次改善2010年－2012年サイクル」と「IFRSの年次改善2011年－2013年サイクル」に含まれているIFRSの修正は、2014年7月1日以降に開始する事業年度から適用されますが、企業はそれらを早期適用することを認められています。本修正のいくつかは将来に向かって適用されます。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

全体的にこれら年次改善による変更が議論を招くようなことはありません。その中で最も重要であると思われるものは、2011年－2013年サイクルにおけるIAS第40号の修正です。本修正では、投資不動産の取得が企業結合の定義を満たすのか、又は資産の取得であるかを決定するにあたり、IFRS第3号を参照しなければならないとしています。IFRS第3号とIAS第40号がこれまでどのように解釈されていたかによって、投資不動産の取得の会計処理における実務に変更が生じる可能性もあります。



IASBは「確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号の修正）」を公表

IASBは、「確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号の修正）」と題して以下のようにIAS第19号「従業員給付」の狭い範囲の修正を公表しました。

- ・ 従業員又は第三者からの勤務に連動している拠出は、どのように勤務期間に帰属させるべきかに関する要求事項を明確化する。
- ・ 拠出額が勤続年数に依存していない場合に、実務上の便法を認める。

IAS第19号（2011年改訂）が公表される前は、企業は、確定給付制度への従業員拠出を、勤務が提供された期間の勤務費用から控除することが一般的とされていました。ところが、IAS第19号（2011年改訂）では、勤務に連動している拠出を、勤務費用の減額として（すなわち、負の給付として）勤務期間に帰属させることを要求しています。しかし、当該要求事項が単純な拠出の仕組みに適用される場合には、その複雑性が懸念されていました。

IASBは、IAS第19号の要求事項を明確化し、本基準に実務上の便法を導入することによってこうした懸念に対処しました。

実務上の便法

実務上の便法は、従業員又は第三者からの拠出額が勤続年数に依存していない場合に適用され、企業が当該拠出を勤務期間に帰属させる代わりに、関連する勤務が提供された期間における勤務費用の減額として認識することを認めています。

勤続年数に依存していない拠出例として、従業員の給与の固定率である拠出、勤務期間を通じて固定金額である拠出、又は従業員の年齢に応じた拠出が挙げられます。

IAS第19号の要求事項の明確化

IASBは、従業員又は第三者からの拠出額が勤続年数に依存している場合には、企業は、総額での給付をIAS第19号の第70項に従って帰属させるのと同じ方法で（すなわち、制度の拠出算定式又は定額法のいずれかを使用して）、当該拠出額を勤務期間に帰属させなければならないことも明確にしています。

IAS第19号の第93項では、勤務に関する従業員又は第三者からの拠出は、第70項に従って負の給付として勤務期間に帰属させると述べられており、それから正味の給付は第70項に従って帰属させると述べられていることが、これまで混乱を招いていました。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、IAS第19号の修正を歓迎します。特に、従業員又は第三者からの特定の拠出の会計処理に対して実務上の便法が導入された点を支持します。本修正により、確定給付制度への単純な従業員拠出に関して、複雑な計算の必要性及び確立されている実務にもたらす混乱が軽減されるでしょう。

個別財務諸表における持分法

IASBはIAS第27号「個別財務諸表」に対する狭い範囲の修正の提案を含む公開草案「個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正案)」を公表した。

現在のIAS第27号では、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理を、取得原価で行うか又はIFRS第9号「金融商品」(企業がIFRS第9号をまだ採用していない場合にはIAS第39号「金融商品:認識及び測定」)に従って行うよう企業に対して要求しています。

IASBの2011年のアジェンダ協議への回答で、一部のコメント提出者は次のように述べました。

- ・ いくつかの国の法律では、上場会社に対して、国内の法規に従って作成した個別財務諸表を提示することを要求している。
- ・ それらの国内法規では、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計処理に持分法を使用することを要求している。
- ・ ほとんどの場合、持分法の使用が、IFRSに従って作成される個別財務諸表と国内法規に従って作成される個別財務諸表との間の唯一の相違となっている。

結果として、本公開草案では、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を持分法を使用して会計処理することを企業に対して認める、3つめの選択肢の導入を提案しています。したがって、企業は以下の3つの中から個別財務諸表における会計処理方法を選択できることとなります。

- ・ 取得原価で
- ・ IFRS第9号(又はIAS第39号)に従って
- ・ 持分法を適用して

企業は、投資の各区分について同じ会計処理を適用するよう要求されることとなります。本修正案を遡及して適用するよう企業に対して求めることが提案されています。IASBは、企業が本提案を適用するにあたって、すでに利用可能な情報を使用できると考えているため、経過措置は不要であるとみなされています。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、企業がその個別財務諸表において子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を会計処理するための選択肢の1つとして持分法を含めることを支持します。この選択肢を復活させることにより、いくつかの管轄地域の企業にとっての負担が軽減され、IFRSの使用がより拡大すると思われます。

本提案により一貫性が低下すること及び明確な概念的基礎が欠落する点についての懸念は認識しておりますが、全体として見れば、本提案は現実的であるという理由からこれを支持します。

本公開草案では、3つめの選択肢の導入—子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を、持分法を適用して会計処理することを企業に対して認めることを提案している

IASBは年次改善2012－2014年サイクルの公開草案を公表

本修正案では緊急ではない(しかし必要な)軽微な修正を扱っている。

IASBは、4つの基準に対して軽微な修正を提案する公開草案「IFRSの年次改善2012－2014年サイクル」を公表しました。

本提案は、IASBの年次改善プロジェクトの最新のものです。年次改善プロジェクトとは、緊急ではないが必要な軽微なIFRSの修正を行うプロセスです。

以下の表に、2012年に開始したプロジェクト・サイクルにおいてIASBが議論した論点を反映した提案の概要を示します。

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	論点 処分方法の変更	提案された変更 ・ 資産又は処分グループを売却目的保有から分配目的保有に(又は分配目的保有から売却目的保有に)分類変更する場合、及び分配目的保有の会計処理を中止する場合のガイダンスを提供する。 ・ このようなタイプの計画の変更は新たな分類に落着するのではなく、IFRS第5号においてそれぞれの形態の処分について要求しているのと同じ分類、表示及び測定の継続とすることを明確化する。
IFRS第7号「金融商品:開示」	論点 サービシング契約 IFRS第7号の修正の要約 期中財務諸表への適用可能性	提案された変更 ・ サービシング契約が、IFRS第7号における譲渡資産に関する開示上の、譲渡資産に対する継続的関与に該当するかどうかを明確化するために追加のガイダンスを提供する。 ・ 2011年12月に公表されたIFRS第7号の修正により導入された相殺に係る開示は、すべての期中報告期間について明示的に要求されているわけではないことを明確化する。 ・ しかし、本変更案では、当該開示は、IAS第34号「期中財務報告」に準拠するために、場合によっては要約期中財務諸表に含める必要があるとしている。
IAS第19号「従業員給付」	論点 割引率:地域市場の論点	提案された変更 ・ 同一の通貨を共有する地域市場における割引率を決定する際のIAS第19号「従業員給付」の要求事項を明確化する。 ・ 退職後給付についての割引率を見積るために使用する優良社債は、支払われる給付と同じ通貨で発行されたものでなければならないことを明確化する。したがって、優良社債についての市場の厚みは、国レベルでなく通貨レベルで評価することになる。

IAS第34号「期中財務報告」

論点
「期中財務報告書の他の部分」における情報の開示

提案された変更

- ・「期中財務報告書の他の部分」とは、要求されている情報を期中財務諸表の注記で提供しなければならないことを意味しているのか、又は財務諸表以外の他の場所に表示できることを意味しているのかを明確化する。
- ・本提案では、期中財務諸表において又は期中財務諸表から期中財務報告書の他の部分への相互参照として含めるかのいずれかで開示を行うことを要求することによって明確化を図る。
- ・IAS第34号で要求している開示が期中財務諸表の外で表示されている場合には、それらの開示は期中財務諸表と同じ条件で同時に期中財務諸表の利用者に利用可能なものでなければならない。

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

IASBの年次改善プロセスは軽微な変更を扱うことを目的としており、ほとんどの場合、議論を生じさせることはありません。恐らく最も重要な変更はIAS第19号に対するもので、同一の通貨を共有するユーロ圏などの地域市場における割引率を決定する際の要求事項を明確化することが提案されています。

IFRSの変更について解説するグラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの手引き

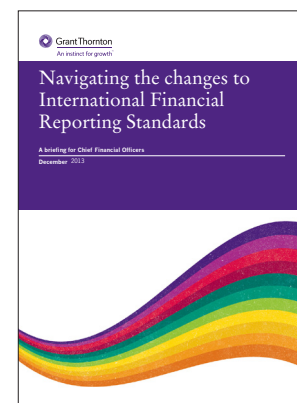
グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、最新の手引き「IFRSの変更を俯瞰するCFO向けブリーフィング」を公表した。

本刊行物(2013年12月公表号)は、2012年12月1日から2013年11月30日までに公表されたIFRSの変更部分を取り上げています。

本刊行物は、企業の財務報告及び事業にこれから影響を与えるIFRSの最近の変更に関して、最高財務責任者(CFO)の方々にハイレベルでの認識を有していただくためのものです。IFRSを適用する企業にとって、特定の決算期においてIFRS変更事項の下記の段階を識別する助けとなることを目的としています。

- ・初めて強制適用となる変更
- ・まだ適用されていない変更
- ・すでに適用されている変更

本刊行物(Navigating the changes to International Financial Reporting Standards: a briefing for Chief Financial Officers)の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



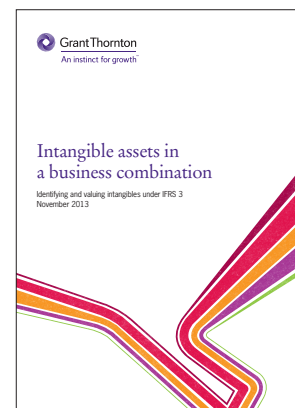
グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドの無形資産に関する手引き

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、最新の手引き「企業結合における無形資産－IFRS第3号のもとでの無形資産の識別及び評価」を公表した。

本手引きには、企業結合における無形資産の識別に関する実務指針が含まれています。また、その公正価値を見積る際に実務で使用される最も一般的な方法についても検討を行っています。企業結合においてよく見られる無形資産の例を示しており、それらがどのように評価されるのかを説明しています。

本最新の手引きは、グラント・ソントン・ドイツとグラント・ソントンUKの評価専門家の連携により作成されました。IFRS第3号の要求事項とIFRS第10号「連結財務諸表」及びIFRS第13号「公正価値測定」の要求事項との相互作用について反映させ、またベストプラクティスの変更についても反映させるために改訂されました。

本手引き(Intangible assets in a business combination－identifying and valuing intangibles under IFRS 3)の入手については、各国のグラント・ソントンメンバーファームのIFRS窓口にお問い合わせください。



概念フレームワークに対するコメントレターを提出

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBのディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対するコメントレターを提出した。

コメントレターにおいて、私どもは、概念フレームワーク・プロジェクトを再開し、その完了を優先させるという決定を支持しています。私どもの主要なコメントの一部を以下に示します。

- ・ 概念フレームワークを優先させることは支持するものの、基準を開発するにあたり生じるすべての論点を、本プロジェクトにより対処することを目指すことはできない(そして、目指すべきでない)ということを忠告している。
- ・ 本ディスカッション・ペーパーが極めて包括的であるということは事実であり歓迎するものの、いくつかの問題はより詳しくより深く考察すべきと認識している。
- ・ 受託責任(説明責任)は現行のフレームワークでは十分に強調されておらず、財務報告の目的の1つとしてそれを復活させるべきであると考えている。
- ・ 慎重性が現行及び公表間近の基準の重要な特徴であることに鑑み、その役割をフレームワークにおいて確認するべきであり、将来の基準を開発する上で適切な慎重性の役割を割り当てるために、さらなる作業を行わなければならないと考えている。
- ・ 測定の信頼性は、認識を行うにあたり、及び測定の基礎を選択する際に、より重要な役割を果たすべきであると考えている。
- ・ フレームワークは随時更新される文書であり、そのため、基準レベルのプロジェクトにおいてIASBの最新の考えが開発されるにしたがって、定期的に更新及び改善がなされるべきであると考えている。

Emmanuelle GuyomardがANC(フランスの基準設定主体)のIFRS委員会のメンバーに任命される

グラント・ソントン・フランスのアカウントティング・スタンダード担当リーダーであるEmmanuelle Guyomardは、フランス国家会計基準庁(ANC)のIFRS委員会のメンバーに任命されました。その任期は、2014年1月14日からとなっています。

ANCは3つの組織(1つの審議会と2つの専門委員会)から構成されており、一方の専門委員会ではフランスのGAAPを扱い、もう一方ではIFRSの問題を扱っています。

IFRSに関するANCの主な役割は、IASBの協議について一定の立場を示したり、ANC単独で又は各国基準設定主体及び欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)とともに調査研究活動を組成し参加することにあります。



IFRS財団は外部監査人としてグラント・ソントンを指名

競争指名手続の後、IFRS財団の評議員会は外部監査人としてグラント・ソントンを指名することを決定しました。このグラント・ソントンの指名は、評議員会のフランクフルトで開催された10月の会合において承認されました。

Jake GreenがIFRS諮問会議のメンバーに任命される

グラント・ソントンUK LLPの財務報告分野のディレクターであるJake Greenは、IASBの助言機関であるIFRS諮問会議のメンバーに任命されました(任期は2014年1月1日からとなっています)。

Greenは、諮問会議の14名の新しいメンバーの一人として、その戦略的方向性、技術的作業計画及び優先順位についてIFRS財団に助言を行います。



GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG) は、米国、カナダ、シンガポール、オーストラリア、南アフリカ、インド、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド IFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

四半期ごとに、IIGのメンバーのうちの一人に注目します。今回は米国のメンバーファームであるグラント・ソントンLLPの代表にスポットライトを当てましょう。

Sheri Fabian

Sheri Fabianは、米国においてグラント・ソントンのIFRSの取り組みを主導するテクニカル・パートナーです。また、US GAAPの適用に関して専門的な会計ガイダンスを提供するアカウンティング・プリンシプルズ・コンサルティング・グループのパートナーでもあります。

さらに、ナスダックへの発行体による有価証券上場について検討を行い、判定を下すためにナスダック理事会が指名した独立した委員会である、ナスダック上場資格審査委員会のメンバーです。

Sheriは、監査及び会計サービス、さまざまな業種の公開並びに非公開会社を含む会計専門職及び組織に対するトレーニング及び出版物の提供において25年以上の経験を有しています。



RCGTはIFRSの動向に関するオンラインセミナーを開催

2013年11月、レイモンド・シャボット・グラント・ソントン (RCGT) は、クライアントと関係先に向けてIFRSの動向に関するオンライン形式セミナー (フランス語で) を開催しました。1時間のプレゼンテーションは、RCGTのリスク管理及び会計調査部門におけるIFRSの専門家である、パートナーのGilles Henley、シニア・マネジャーのStéphanie FournierとLouise Royの3名が進行役を務めました。

本オンラインセミナーでは、IASB、IFRS解釈指針委員会 (IFRIC) 及びカナダの規制当局による過去1年間のIFRS関連活動についての概要を説明しました。

以下のサイトをご訪問いただければ、オンラインセミナーの視聴が可能です。または当該イベントで使用したプレゼンテーション (いずれもフランス語) をダウンロードできます。

<http://www.rcgt.com/en/assurance/presentation-on-ifrs-updates-webinar/>

その他のトピックー概要

ESMAは2014年の執行事項の優先項目を公表

欧州証券市場監督局 (ESMA: European Securities and Markets Authority) は、2013年に関する執行事項の優先項目を公表しました。ESMAは、欧州経済領域 (EEA) における整合したIFRSの適用を推進するために当該優先項目を明示しました。特定された優先項目は、以下の領域に関するIFRSの適用問題です。

- ・ 非金融資産の減損
- ・ 退職後給付債務の測定及び開示
- ・ 公正価値測定及び開示
- ・ 重要な会計方針、判断及び見積りに関する開示
- ・ 金融商品の測定及び関連するリスクの開示

上場会社とその監査人は、2013年12月31日に終了する年度についてIFRS財務諸表を作成し監査する際に、これらの領域を考慮しなければなりません。

ESMAは金融機関の開示のレビュー結果を公表

ESMAは、上場金融機関の2012年度IFRS財務諸表における開示の比較可能性及び品質に関するレビュー結果を公表しました。本レビューでは、以下の項目を含む、いくつかの重要な領域における開示の改善により、財務諸表の透明性を向上させることを目的とした提案を行っています。

- ・ 信用リスク及び支払猶予の慣行の影響
- ・ 流動性及び資金調達リスク
- ・ 預金の特定担保社債に対する劣後的地位問題 (asset encumbrance)
- ・ 金融商品の公正価値測定

ESMAは、IFRSに基づく開示要求は概ね順守されているとは感じるものの、提供された情報の品質に大きなばらつきがあることも確認しました。さらに、金融機関の間での比較可能性が十分でなかったり、あるいは十分に体系化されていないケースも一部に見られました。

金融商品に関してFASBとIASBには相違がある

米国財務会計基準審議会 (FASB) とIASBが、金融資産の分類及び測定に係る現行の要求事項並びに金融資産の減損の会計モデルに対して近々行う変更に伴って相違が生じることは避けられないようです。

FASBは、12月の会合において、金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性及び当該資産が管理されている事業モデルに基づいて金融資産を分類、測定するという従来の考え方 (IASBと共有してきた) を断念することを決定しました。また、その会合においてFASBは、減損に関してはFASBの現在予想信用損失モデルを継続して採用し、IASBの予想信用損失モデルを採用しないことに決めました。



EFragは事業モデルの役割に関するリサーチ・ペーパーを公表

欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)、フランス国家会計基準庁 (ANC) 及び英国財務報告評議会 (FRC) は、共同リサーチ・ペーパー「財務諸表における事業モデルの役割」を公表しました。

本リサーチ・ペーパーの中で、EFRAGは、事業モデルの概念 (IFRS第9号「金融商品」が2009年に公表されたときに初めてIFRS文献に提示されました) は、財務報告においてより重要な役割を果たすべきであり、改訂される概念フレームワークに含めるべきであると主張しています。そして、すべての基準は事業モデルを忠実に表現することができるようにあるべきで、該当する場合には、事業モデルを基準ごとに明示的に組み込むべきだとしています。

私どもグラント・ソントンとしては、IASBのディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対するコメントレターで表明したように、事業モデルが現在とは異なる又はより幅広い役割をもつべきかどうかを検討するに際しては、一定レベルの注意が必要であると考えています。つまり、事業モデルの使用の拡大を求める要求の中には、実際のところ、特定の基準に対する柔軟性の増大を求めるものも含まれていると考えられるためです。

IVSCは評価における相手先及び自己の信用リスクに関するガイダンスのドラフトを公表

国際評価基準委員会 (IVSC) は、IFRS第13号「公正価値測定」のもとでの公正価値の決定に関するガイダンスを提供することを目的とした公開草案を公表しました。

本公開草案は、相手先の信用リスクと自己の信用リスクを、公正価値で測定される特定の金融資産及び金融負債の測定においてどのように考慮するのかに焦点を当てています。さらに、その場合に使用する信用評価調整 (CVA) と債務評価調整 (DVA) について明確化することを目指しています。

本公開草案では、CVA及びDVAに関して使用される用語及びその基礎となる概念を明確化し、それらが企業にもたらす問題についても考察しています。

EFragは資本提供者による情報の利用についてのレビューを公表

EFragとスコットランド勅許会計士協会 (ICAS) は、資本提供者による情報の利用に関する基準文書レビューの結果を公表しました。

本レビューは独立した欧州の研究者チームに委託されたものであり、現行の基準文書の不備に焦点が当てられており、この重要なテーマに関する今後の調査研究の機会が見出されるとの結論に達し、欧州の基準設定主体に問題を投げかけています。

その主たる結論は、財務諸表は、異なるニーズと異なる目的をもった、さまざまな資本提供者により異なった方法で利用されているというものです。このことは、負債証券と持分証券の性質、選択的情報源を入手し分析する投資者の能力及び異なる資本提供者の洗練度における相違を反映しています。EFragは、本レビューの結果が将来の基準設定主体の取組みに有用であると考えています。

AASBは負債に関する考え方の大幅な変更を支持

豪州会計基準委員会 (AASB) は、AASBの Occasional Paper NO.1「負債－無視されてきた構成要素：負債の財務報告に関する概念的分析 (Liabilities—the neglected element: a conceptual analysis of the financial reporting of liabilities)」を公表しました。

このOccasional Paperシリーズは、財務報告の論点を徹底的に検討するすじ道を提供し、それにより議論を促進し、会計基準設定における思考リーダーシップを提供することを目的としています。AASBのOccasional Paper NO.1では、負債は広く定義されるべきであり、ある項目が認識されるためにはその負債の定義を十分に満たした上であり、負債は当初認識時に現在価値で測定し、そして大部分の負債は事後の期間にも現在価値で測定するということを支持しています。

IIRCは統合報告フレームワークを最終化

国際統合報告評議会 (IIRC) は、350のコメントが寄せられた3か月間の世界的なコンサルテーションを経て、「国際統合報告<IR>フレームワーク」を公表しました。

本フレームワークでは、「統合報告」における基礎概念、基本原則及び内容要請について論述しています。これは、企業報告の発展における次のステップとみなされます。IIRCの長期的なビジョンは、統合的思考が統合報告によって促進され、企業報告の標準規格として主要ビジネス慣行に根付いている社会環境の実現にあります。IIRCは、統合的思考と報告のサイクルにより、効率的かつ生産的な資源配分が行われるようになり、金融安定化と持続可能性に寄与すると考えています。

開示関連

FRCは開示の改善を要請

英国の財務報告評議会(FRC)は、年次報告書における開示の質の改善について検討するよう財務諸表作成者及び監査人に対して一連の要請をしました。以下のアクション・プランは、以前の思考リーダーシップ「広義での開示の検討(Thinking about disclosures in a broader context)」に関して受け取ったフィードバックに基づき識別されました。

- ・ 開示は投資者にとって有用な情報の伝達に焦点を当てなければならぬ。
- ・ 投資者にとって有用なコア情報は、幅広い利害関係者グループのニーズを満たすのみの補足情報とは区別する。
- ・ 法律で認められる場合、補足情報によっては、年次報告書の外での情報の表示がより適している場合がある。
- ・ 重要性のない情報は除外しなければならない。
- ・ 企業固有の開示に焦点を当て、定型的な文言を避けなければならない。
- ・ 企業の筋書説明と関係する財務諸表情報とは関連付ける。

さらに、FRCはIASBが以下の事項を行うことを勧めています。

- ・ 財務報告における開示全体を検討する開示フレームワークを開発する。
- ・ 財務報告の境界を定義する。
- ・ 配置規準を開発する。
- ・ 「significant」、「key」及び「critical」などのIFRSで使用されている「重要度(magnitude)」に係る用語を減少させ、定義付ける。

デンマークの規制当局は 現行のフレームワークにより 開示の過重負担に対処 しようとしている

デンマークの商務庁(DBA)は、直近の決算報告に関するテーマを扱っている企業への書簡の中で、ICAEWとは異なるアプローチを取っています。すなわち、現行のフレームワークにより開示の過重負担に対処しようとしています。開示の水準は以下の事項を行うことによって大幅に改善されるとしています。

- ・ 重複を避ける。
- ・ 一般論的な記述を避ける。
- ・ 重要性のない情報を除外する。
- ・ マーケティング関連の情報を制限する。

ICAEWの報告書が財務諸表の開示の改善を要請

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)は、「財務報告の開示:市場と規制の失敗(Financial Reporting Disclosures: Market and Regulatory Failures)」と題して報告書を公表しました。

本報告書では、財務諸表の開示について抜本的な変更を要求しており、問題は、きりのない情報要請を満たすために設定されている現在の規制の枠組みから生じている、としています。結果として、益々過剰な開示が行われ、開示は有意味かつ重要な情報に留まらなくなります。

そのため、ICAEWは、企業及び監査人が開示すべきものの決定において、自身の判断を使用する範囲の拡大を認めるよう要求しています。新しいアプローチを調整するために、以下の4つの方法が提案されています。

1. 開示要求を設定するプロセスを改める。
2. 開示要求を変更する。
3. 開示要求が適用される方法を変更する。
4. 規制によらない解決策への依存度を高める。

新しい基準およびIFRIC解釈指針の 発効日

以下の表は、2012年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準および国際財務報告解釈指針（IFRIC）の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」に基づいて、新しい基準および解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2012年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品	未決定	可（広範な経過措置を適用）
IAS第19号	確定給付制度：従業員拠出（IAS第19号の修正）	2014年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善2011年－2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準および指針	IFRSの年次改善2010年－2012年サイクル	2014年7月1日	可
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続（IAS第39号の修正）	2014年1月1日	可
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示（IAS第36号の修正）	2014年1月1日	可（ただし、IFRS第13号が適用される場合にのみ）
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、第12号、IAS第27号	投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号およびIAS第27号の修正）	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺（IAS第32号の修正）	2014年1月1日	可（ただし、「開示－金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある）

2012年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第10号、第11号、第12号	連結財務諸表、共同支配の取決めおよび他の企業への関与の開示：経過措置ガイダンス－IFRS第10号、第11号および第12号の修正	2013年1月1日	可
さまざまな基準および指針	年次改善2009年－2011年サイクル	2013年1月1日	可
IFRS第1号	政府からの借入金－IFRS第1号の修正	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示－金融資産と金融負債の相殺 (IFRS第7号の修正)	2013年1月1日	言及されていない(ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社および共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号およびIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可

2012年1月1日以降が発効日とされる新しいIFRS基準およびIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS 実務記述書	経営者による説明:表示に関するフレームワーク	強制力を持たないガイダンスのため、適用開始日は存在しない	N/A
IAS第1号	その他の包括利益の項目の表示 (IAS第1号の修正)	2012年7月1日	可
IAS第12号	繰延税金:原資産の回収 (IAS第12号の修正)	2012年1月1日	可

コメント募集

以下に、IASBが現在コメントを募集している文書およびそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	公開草案:個別財務諸表における持分法 (IAS第27号の修正案)	2014年2月3日
公開草案	SME向けIFRS: 中小企業向け国際財務報告基準の修正案	2014年3月3日
公開草案	IFRSの年次改善2012年-2014年サイクル	2014年3月13日



Grant Thornton

An instinct for growth™

www.gti.org

© 2014 Grant Thornton Taiyo ASG LLC. All rights reserved.

グラント・ソントン・インターナショナル・リミテッド(グラント・ソントン・インターナショナル)とメンバー・ファームは、世界的なパートナーシップ関係にはありません。各種サービスはメンバー・ファームが独自に提供しています。